

「職場におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託企画コンペ実施要領

1 委託業務の内容

「職場におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託 企画提案仕様書のとおり

2 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 委託業務の実施に関するノウハウを有している。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。
- (4) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていない。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。
- (6) 鹿児島県税を滞納していない。
- (7) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 3 条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でない。
- (8) 鹿児島県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する。
- (9) 企画・運営スタッフが県男女共同参画基礎講座（県男女共同参画センター主催）等を受講するなど、ジェンダー平等の視点を持っていること。

3 説明会について

説明会は行わないものとする。

4 企画提案に関する質問

- (1) 受付期間
令和 7 年 4 月 30 日（水）～令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
「質問書」（様式 1）に必要事項を記入の上、メールにて提出すること。
メールアドレス：harmony@pref.kagoshima.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 14 日（水）までに県ホームページに掲載する。

5 応募書類の提出について

- (1) 提出期限
令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
次の書類を提出先まで郵送又は持参すること。
なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
また、FAX 及びメールでの応募は受け付けない。
- (3) 応募書類
 - ア 応募申込書（様式 2）
 - イ 法人等調書（様式 3）
 - ウ 誓約書・役員等名簿（様式 4）※両面印刷とする。
県の「役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に掲載されている場合は、提出を省略することができる
 - エ 類似業務実績（様式 5）
 - オ 企画書（様式任意）
企画書の規格は A 4 版又は A 3 版の折込みとする。
 - カ 実施体制（様式任意）

当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示す。

キ 経費積算書（様式任意）

経費の総額及び内訳が分かるものとする。

ク 納税証明書

県地域振興局・支庁県税課（鹿児島地域振興局は、県税管理課）で発行する、県税に未納がないことの証明書を添付する。

(4) 提出先

鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室

(5) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

副本については、(3)応募書類エ～キとする。

「オ 企画書」については、データも提出すること。

6 審査会の開催について

応募のあった企画提案については、鹿児島県が別途設置する企画選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションを行う。企画選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、最も優れた企画を提案した応募者を委託先の候補者とする。ただし、6者以上の応募があった場合は、書類審査（一次審査）を実施する。

※企画コンペの参加希望者は、令和7年5月16日（金）午後5時までに男女共同参画室（harmony@pref.kagoshima.lg.jp）へ下記内容のメールを送信してください。

<メール>

タイトル：審査会 参加希望

本文：団体名、担当者名、連絡先（電話番号）

(1) 日時

令和7年5月29日（木）（詳細は応募者に別途通知する。）

(2) 場所

県庁内会議室（詳細は応募者に別途通知する。）

(3) 説明時間等

説明時間15分以内。説明終了後、10分程度の質疑応答を実施する。

(4) 審査基準

審査基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、鹿児島県が別に定めることとする。

ア 事業の目的、内容に沿った企画提案である

イ 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものである

ウ 必要経費などが適正に計上されている

エ 企画全体を通して男女共同参画・ジェンダー平等の視点への配慮がなされている。

(5) その他

プレゼンテーションで、パソコンを使用する場合は、応募者が用意すること。

（大型ディスプレイは県が準備する。）

7 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

8 受託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。
受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。

9 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては、応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な実施内容や履行条件などの協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整った場合は、業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかった場合は、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

10 スケジュール

令和7年4月30日（水）	県ホームページでの公募開始
令和7年5月9日（金）午後5時	質問受付期限
令和7年5月14日（水）	質問への回答期限
令和7年5月16日（金）午後5時	審査会の参加申し込み期限
令和7年5月27日（火）午後5時	応募書類の提出期限
令和7年5月29日（木）	審査会（応募者によるプレゼンテーション）
令和7年6月初旬	委託業者決定、契約
令和7年6月～令和8年3月	事業実施

11 その他

- (1) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類、審査基準、審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 企画書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は鹿児島県に帰属する。

12 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp